

戸沢学園 AI ドリル導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

戸沢村立戸沢学園において AI ドリルを活用した個別最適化学習を推進するため、AI ドリル導入業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については次のとおりとする。

1. 目的

戸沢村では、小中児童生徒 1 人 1 台タブレット端末を利用しており、これまで以上に効果的活用を図るために AI ドリルの導入を行う。

AI ドリルの導入により、児童生徒が個別最適な学びを実現でき、将来にむけ必要な力を育むとともに、教職員は児童生徒 1 人ひとりの学習状況を把握することが容易になり業務軽減が図られることで児童生徒 1 人ひとりに向き合う時間の増加を目指す。

事業の目的及び内容に最も合致した事業者に委託するため、提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

2. 事業の概要

(1) 業務名

戸沢学園 AI ドリル導入業務

(2) 業務内容及び履行期間

戸沢学園 AI ドリル導入業務仕様書のとおり

(4) 発注者

戸沢村長 加藤 文明

(6) 業務委託費上限額

3, 560, 000円（消費税及び地方消費税含む）

※提案はこの金額を超えないものとする。

※初期構築費及び運用・保守管理費を含む。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。

3. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する事業者であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。

(2) 公告の日から契約締結までの間に、国、山形県及び戸沢村から指名停止等の措置を受けていない。

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続きの申立て、会社更生（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがされていない。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。
- (5) 公立学校において AI ドリルのシステム構築及び運用支援等の業務履行実績があること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認証、プライバシーマークの認証及び ISMS クラウドセキュリティ認証を受けていること。

5. プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和 7 年 5 月 9 日（金）【ホームページに掲載】
質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 14 日（水）
質問書への回答	令和 7 年 5 月 20 日（火）【ホームページに掲載】
参加申込書・提案提出書	令和 7 年 5 月 26 日（月）
プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 3 日（火）
選考結果通知	令和 7 年 6 月中旬（予定）
契約締結	

※上記日程は変更する場合があります。

6. 審査・選定等

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査（総合評価）を行い、受託候補者 1 者を選定する。なお、参加事業者が 1 者の場合でも、審査は成立するものとする。

(1) 質問及び回答

質問書（様式第 2 号）により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限 令和 7 年 5 月 14 日（水）
- ・提出方法 質問書を作成し、電子メール又は F A X で提出すること。
- ・回答方法 質問に対する回答は 5 月 20 日（火）までに、戸沢村ホームページに掲載する。なお、回答内容は本実施要領等の追加又は修正とみなす。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で参加申込書（様式第 1 号）を提出する。

- ・提出期限 令和 7 年 5 月 26 日（月）
- ・受付時間 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- ・提出方法 持参又は郵送による（必着）

(3) 提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書類等を正本1部、副本6部を提出する。なお、正本1部には提案提出書（様式第3号）を添付する。

・提出書類

- ① 提案書（任意様式）
- ② 業務工程表（任意様式）
- ③ 業務実施体制調書（任意様式）
- ④ 業務実績書（任意様式）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 見積額積算内訳（任意様式）
- ⑦ その他関係書類

※上記①～⑦の電子データ（PDF形式）を合わせて提出すること

※戸沢村入札参加資格名簿に登録されていない者については、納税証明書（法人税・消費税等・地方消費税）の写し、定款を添付。

- ・提出期限 令和7年5月26日（月）
- ・受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで
- ・提出方法 持参又は簡易書留郵便による（必着）

(4) 企画提案書等の審査

企画提案書等は、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査を行う。

- ・審査実施 別途案内する日程で戸沢村役場においてプレゼンテーションを行う。
1事業者20分とし、質疑応答は、10分以内とする。
提出書類以外の追加資料は認めない。
審査は参加申込書の受付順で行う。
- ・評価基準 審査要領により評価する。
- ・結果通知 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。
審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7. その他

(1) 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・この要領に定める手続き以外の手法により、事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- ・提出期限後に書類の提出があった場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・本要領に違反する表現をした場合。

- ・その他事業担当課等が本要領に違反すると認めた場合。

(2) 業務の契約

審査の結果、決定された契約予定者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する可能性がある。

(3) 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提案書は、1者1案とする。
- ・本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時によるものとする。
- ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。

8. 事業担当課（書類等提出先）

戸沢村 共育課 学校教育係（戸沢村教育委員会）

〒999-6313 山形県最上郡戸沢村大字名高 1593-86

TEL：0233-72-3242 / FAX：0233-72-2307

Mail：kyoui@vill.tozawa.yamagata.jp

戸沢村公式HP：<https://www.vill.tozawa.yamagata.jp>